

社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会

建設リサイクル推進施策検討小委員会 第19回合同会議

令和7年4月21日

【池口公共事業企画調整課長】 定刻になりました。本日はお忙しい中、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会を開催させていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます、公共事業企画調整課長の池口と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は対面とオンラインのハイブリッドによる開催とさせていただきます。オンラインで御参加の委員におかれましては、会議中に万が一接続不良等がございましたら、T e a m s のチャット機能等で御連絡いただきますようお願いいたします。また、参加者の皆様が御発言を希望される際には、対面で参加の場合はその場で挙手していただきまして、オンラインで参加の方はT e a m s の手を挙げる機能を御利用いただければと思います。御発言の最初にお名前を述べてから、御発言いただきますようお願いいたします。

次に、資料について確認させていただきます。本日はペーパーレス実施のため、対面参加の方には資料を保存したタブレットを配付しております。会議中にタブレットの不備等がございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、会議の開始に先立ちまして、総合政策局長の塩見より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【塩見総合政策局長】 総合政策局長の塩見でございます。勝見先生をはじめとして各委員の皆様方、そしてオブザーバーの皆様、大変お忙しい中、この小委員会のためにお時間を割いていただきまして、大変ありがとうございます。また、今日はこの後、建設資源広域利用センター様からお話を伺うことにしております。どうかよろしくお願いいたします。

この小委員会でございますけれども、建設リサイクル推進計画2020からしばらく時間がたちまして、その後いろんな情勢の変化がございまして、新しい施策をどういうふう

に盛り込んでいくべきか、昨年の３月から御議論をいただいております。年末には、御案内のとおり政府全体でサーキュラーエコノミーに関する政策パッケージも取りまとめられたということでございまして、国土交通省として、そういうことを踏まえて新しい取組についても、ぜひこの小委員会で取りまとめていただけるとありがたいと思っております。

今日、できましたら中間まとめという形に向けまして、素案の議論を賜りまして、一定の区切りを次回以降つけられるとありがたいと思っております。短い限られた時間でございますけれども、どうか様々な御意見をいただきまして、よりよい施策になりますようにお力を賜りたいと存じます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【池口公共事業企画調整課長】 それでは、次に、勝見委員長より一言御挨拶を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【勝見委員長】 座長を仰せつかっております京都大学の勝見です。どうぞよろしくお願いいたします。

今、局長からもございましたように、今日、３月から始まったシリーズの何回目かということでございまして、特に建設リサイクル推進計画２０２０で量から質へということをやっていたら、その検証といいますか、内容、それから今後の方向性について議論していく大事な場面だということを理解しております。また同時に、先ほどもありましたサーキュラーエコノミーということで、いろいろな立場からの資源の有効活用・リサイクルということについて非常に機運が高まっている中で、建設リサイクルの分野で何ができるのかということについても、しっかり議論させていただければと思っているところでございます。

資料にもございますように、今年度の上半期といいますか、適切な時期に提言を取りまとめいただくということになってございます。それに向けて、今日はその提言の方向性といいますか、骨子について御議論いただく大事な場面だという認識をしておりますので、委員の皆様、それから、今日来ていただいているオブザーバー、関係者の皆様、さらに事務局の皆様には、ぜひとも忌憚のない御意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

【池口公共事業企画調整課長】 ありがとうございます。

続きまして、本日御出席いただいております委員とオブザーバーの方々の御紹介でござ

いますけれども、次第の次につけております委員名簿、出席者名簿をもって代えさせていただきますと思います。

それでは、これより議題に入らせていただきます。勝見委員長、以降の議事進行をよろしく願い申し上げます。

【勝見委員長】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に基づきまして、順番に進めてまいりたいと思います。

前回委員会における主な意見ということで、資料１、２になるかと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

【祢津企画官】 公共事業企画調整課の祢津でございます。よろしくお願いいたします。

まず、前回委員会における主な意見ということで、資料１を御覧ください。前回でございますが、１ページ目にこれまでの経緯とさせていただいております。前回、１月２９日ということで、再開後３回目という形とさせていただいておりますが、建設リサイクル施策に関する方向性について検討をさせていただきました。また、東京都さん、それから神奈川県さんから、建設発生土の有効利用、あるいは建設廃棄物の、特にコンクリート塊を中心といたしました再生骨材への利用といったところについて、ヒアリングをさせていただいたところでございます。

本日、そちらを踏まえまして、特に政府として取り組んでまいります、この早期に取り組むべき施策のうち、先ほども御紹介させていただきましたUCRさんから、特にマッチングといった機能について、首都圏を中心に既に取り組んでいただいておりますので、そちらについて御紹介をいただきたいと考えてございます。

そちらを踏まえまして、提言中間取りまとめ（素案）についても本日御議論させていただければと考えておりますので、大きく２点、御議論させていただければと考えてございます。

２ページ目を御覧ください。１月までにいただいた御意見でございます。

全体として、今、グリーン社会といった形で議論が進んでいる施策のうち、カーボンニュートラルといったところも建設リサイクルとして大きな分野かと思います。そういった中で、特に他省庁ですとか他分野との連携についての御指摘をいただいたところでございます。

それから、まさにサーキュラーエコノミーというところについて、前回多く議論させて

いただきました。建設発生土の有効利用促進につきましてはマッチング、この5月にコブリス・プラスが開始されますけれども、それに併せて、さらにマッチングの強化といった視点も含めると、担当者が通常業務と並行してやっている神奈川県さんもうこういう事例だったかと思いますが、搬入、搬出といったところも調整できるようなシステムに向けた検討といったことも、御指摘をいただいたところでございます。まさに今日、UCRさんからこの件についてプレゼンをいただくところでございます。

また、建設廃棄物のリサイクル推進につきましては、再生骨材コンクリートというフレーズが並んでございますけれども、今、再生クラッシュランが中心となっておりますコンクリート塊の利用でございまして、再生骨材コンクリートの利用といったところを今後、技術的にも検証していくといった中で、御意見を多々いただきました。特に4ポツ目でございますけれども、再生材の使用は品質面での不安がネックになっており、実績を積んでいく必要があるのでは先導モデル事業をやっていたきたいと、こういった御意見をいただいたところでございますので、技術的な検証を進めるべく、今後精査していきたいと考えております。

それから、メンテナンス、能登半島地震に起因いたしました災害への対応、瓦についても留意しながらやっていくといったところでございます。

それから、生産性向上ということで、デジタル技術の活用ということで、i-Construction 2.0も踏まえながらやっていくと、こういったところがあるかと思えます。

これがこれまでの議論でございます。こちらについては、後ほど御議論させていただきます素案についても盛り込ませていただいているところでございます。

併せて資料2でございます。こちらにつきましても、これは前回の再掲示といった形になりますけれども、1点目といたしまして、先ほど申し上げました建設発生土の有効利用について再掲させていただいております。また、後半部分におきましては、4ページ以降でございますが、建設廃棄物のリサイクル推進ということで、再生コンクリート骨材の利用用途拡大ということで、今後、特にこの2点については早期に検討していこうということで、御議論させていただいたところでございます。

本日は素案の前に、建設発生土の有効利用につきまして、この後、UCRさんから先導的な取組ということでプレゼンをいただきながら、また議論を深めさせていただければと

考えてございます。

事務局からは以上でございます。

【勝見委員長】 ありがとうございます。何かここまでで御質問、御発言、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。もし何かございましたら、また戻って御発言いただければと思います。

前回委員会の主な意見と、それから早期に取り組むべき施策ということで、大きく2つを挙げていただいているということ、以前もお示しいただきましたけれども、今回、改めて確認をさせていただいているということでございます。

この大きな2つのうち、今日は早期に取り組むべき施策のうちの建設発生土の有効利用促進について、現場のほうからお話をお伺いしたいということで、株式会社建設資源広域利用センター様に情報共有をお願いしているということでございますので、こちらをお進めいただけますでしょうか。資料3につきまして、UCR長谷部様から御説明いただくということで、お願いをいたします。

【建設資源広域利用センター】 それでは、これから始めさせていただきます。

本日はこのような場で、建設発生土のマッチングに関する取組について、UCRの取組を先進事例ということで説明する機会をいただきまして、ありがとうございます。これから、UCRで行っております取組について説明をします。

本日の流れですが、まず、1としましてUCRの概要、2、UCRにおける建設発生土リサイクルの調整スキーム、3、今後の建設発生土の有効活用に向けてとして、幾つか提案をさせていただきたいと思っております。

では、まずUCRの概要ですが、UCRは平成3年に東京都、神奈川県、埼玉県エリアの建設発生土の有効利用を目的に設立した株式会社でございます。現在は、東京都ほか2県、2政令市から54%の出資をいただきまして、残りの46%については民間企業から出資をいただいています。

UCRがどんなことをしているかと申しますと、この絵のとおりですが、左側の土を出したい発生者側と、右側の土を受け入れたい受入側との仲介・あっせんを行っています。令和5年度の取扱い土量は約180万立米、取扱い件数は約1,000件の搬出工事を調整しているところです。

次に、UCRはどんな仕組みで建設発生土の利用調整をしているかですが、図の下段左

側を見ていただければと思います。このUCR利用調整会議において、建設発生土の発生と受入れの事前調整を行っております。東京都、神奈川県、埼玉県、またこの圏域の政令市、都市再生機構、高速道路会社、関東地方整備局などが参加しております。

次ですが、この図はUCRが契約をしている受入地の位置図でございます。図のとおり、東京都を中心に埼玉県、神奈川県域、搬出側の位置等を考慮しつつ、受入地の確保をしているところでございます。令和7年度には、31か所の受入地を準備しているところです。

次に、この図ですが、平成30年度の建設副産物調査の結果を基にしたものです。UCRは赤色の部分、工事間利用や準有効利用の部分に寄与しております。UCRが取り扱う建設発生土の割合ですが、首都圏の建設発生土の約15%を占めている状況です。

次に、UCRの調整スキームでございます。UCRの役割は、地方自治体等において受入地探しに苦慮している発注者に対しまして、UCRが広域的かつ柔軟に発生者側と受入側との橋渡し役を担うことが、重要な役割となっています。具体的な役割としましては、搬出地の自治体に代わって受入地を調整・あっせん、マッチングしています。また、受入地の安定的、継続的な確保をすることに努めているところです。UCRがこのような橋渡し役を担うことで、発生者側と受入側とのマッチングの確度が高まると考えています。

次に、UCRの建設リサイクルを進めるための具体的に行っている取組を説明させていただきます。

UCRは、マッチングを進めるために、事業段階ごとにマッチングを行っています。まず、計画（発注前）の段階から、搬出地と受入地とのマッチングを行っています。現在、工事発注者は、建設発生土の指定利用が責務となっています。そのため、工事発注者は、発注の前段階から受入地を指定する必要があるとございます。このため、UCRでは例年11月頃、UCR利用調整会議を開催し、翌年度の工事からの発生土について受入先の調整を行っています。この調整結果を踏まえ、発注者は受入地を指定して工事を発注できることとなります。

ここで、出す側と受入側とのマッチングを進めるための共通の条件を確認しておきたいと思えます。マッチングと我々は言っていますが、何をマッチングするのか、その部分を説明したいと思っています。出す側と受入側とを結びつけるマッチングの条件として、4つあります。1つは工事の時期、タイミングです。2つ目が土質の条件、3つ目が土量の規模、4つ目が、運搬距離と受入料金が合理的に一致しているかどうかのコスト面です。

この4つの条件が全て合致しなくては、マッチングは成立しません。この4つの条件全てがなかなか一致できないところに、建設発生土リサイクルの難しさがあると思っています。

次に、実施段階での現場条件の変更に合わせた調整についてです。建設発生土の発生量や搬出時期などは、公共工事の動向や工事の工程などにより変化します。また、実際に掘削をしたら、想定 of 土質と条件が違ってしまう場合があります。受入地によっては、土質条件が違ってしまうと受入れできない場合もあります。そのような場合でも、UCRとしては臨機応変に対応し、適切な受入地の調整・あっせんを行っております。つまりUCRでは、実施段階においても工事工程、現場の状況、発生土量など変化の情報を速やかに共有し、柔軟に対応することとしております。そうすることで、マッチングの向上が図られていると考えています。

次に、UCRが取り組む3つ目の特徴です。首都圏においては、工事からの発生土量と受入土量を比較すると、発生土量が圧倒的に多い状況がございます。また、公共事業の受入地においては、最低の受入量や土質条件、受入時期等が細かくリクエストされる状況です。一方で、自治体工事は小ロット工事が多く、受入地の条件を考えると、工事間での利用が難しい状況もあります。そのためUCRは、収集した情報やノウハウにより、受入地の調整・あっせんを進めています。また、受入地のバランスの取れた配置ができるよう、新規の受入地開設を進めているところです。UCRではこのような取組を行うことで、出す側と受入側とのマッチングの確度を高めてきたところです。

次に、これまで行ってきたマッチングの成功事例を、3つ紹介したいと思っております。

1つ目の事例は、自治体からの小規模工事への対応です。1つの自治体では、工事規模や発生土量が小さい案件が多くあります。UCR全体の取扱いのうち1,000立米以下の件数は、約73%を占めています。また、1つの自治体の区域内だけで、自治体自身により出す側と受入側とのマッチングを行うのは、工事間利用を進めるという意味では難しい状況でございます。さらに、多くの自治体では、受入地情報や受入地を探すための人員やノウハウがなく、受入地探しに苦慮している場合もあります。

このような状況の中で、UCRが自治体に代わって搬出と受入情報を集約・共有し、広域的な視点で受入地の調整・あっせんを行い、マッチングにつなげているところでございます。また、併せて、自治体に対し、土質試験方法等の事前相談や職員の技術研修、現地研修会等を通じて建設発生土に関する情報提供を行い、自治体支援を進めているところで

ございます。

次に、2つ目の事例です。これは、想定外の土量増加があった工事現場への対応事例です。このケースでは、工事工程の遅れや掘削工事後の想定以上の土量となった場合です。搬出地では、急遽増えた土砂搬出をどう進めるのかノウハウがなく、苦慮していたところでした。UCRとしては、搬出地の意向を踏まえ、近隣の受入地2か所を追加・あっせんすることとしました。この調整により、搬出地の工事は予定どおり進捗することができました。工事着手後の現場変化に柔軟に対応し、受入地の追加など、調整・あっせんを行った事例でございます。

次に、3つ目の事例でございます。これは、特定の土質条件のある受入地への対応です。河川工事の受入地では、現場内で掘削された発生度が粘性土で、これだけでは築堤に使えない状況でした。現場では、現地の土と外部からの砂礫質の土を混合し、粒度調整した土を築堤材料に使いたいと考えていました。そのようなことから、現場からはUCRに対して、粒度調整をするための砂礫質の土が欲しいという要望をいただきました。UCRでは、近隣での建設発生土の発生時期や土質条件を把握していますので、UCRが把握している情報を基に、河川受入地のニーズに合った砂礫質の土を調整・あっせんし、河川側からの特別注文に対応したマッチングの事例でございます。

次に、UCRが建設発生土リサイクルの取組を行ってきた中で見えてきた今後の有効利用に向けた取組を、2つの視点から提案させていただきたいと思います。

まず1つ目の視点は、マッチングの強化でございます。

1つとして、コーディネーター役の充実と強化です。工事発注者となる自治体の職員が、それぞれの工事について搬出土量をコーディネートするには、限界があると感じています。そこで、下段の枠組みの中ですが、提案を記述いたしました。マッチングを進めるには、コーディネートを行う仕組みの強化が必要であると考えています。例えば、県が体制面で課題を踏まえ、市町村分を含めてコーディネートすることが考えられないか。これは、インフラメンテナンスで議論されている群マネの考え方にも通ずるものです。また、発注者がコーディネート役に委託する仕組みづくりも、一つの方法と考えています。

2つ目の方法として、建設発生土に関する情報活用の充実・強化です。情報共有のシステムからの情報のみでは、実施までには至りにくい状況がございます。現在は、出す側と受入側の事業者同士の直接的な調整を基本としていますが、情報の中から必要な情報を採

し、個別に問合せを行い、調整、協議を行い、マッチングまで結びつけることは、労力と時間を要します。そこで、日頃から経験を蓄積し、情報活用のノウハウを持ったコーディネーターが使うことで、よりマッチングが進むと考えられます。例えば、建設発生土に関するノウハウを有するコーディネーターが発生土情報を有効に活用するモデル的な取組を進めてみてはと考えます。また、2つ目ですが、共有情報の拡充です。現在、受入先の情報は工事現場のみが登録されています。この情報に加え、準有効利用の場所及びストックヤード、改良プラント情報も加えることが有効ではないかと考えています。

次のページに行きます。2つ目の視点は、マッチングを進めるに当たってのずれの解消を図るための提案でございます。

その1つは、受入地やストックヤードの確保でございます。タイミングのずれは、この対策により解消が進むと考えています。多くの土木工事では、様々な要因で搬出のタイミングにずれが発生します。また、首都圏では、工事からの搬出土量が工事での受入土量を上回っています。そこで、理想的には、発生量に応じた安定的な受入地の確保が必要でございます。また、3つ目のポツですが、国や自治体が連携し、公共用地を利用した暫定的なストックヤードや中継基地を確保・活用することが必要であると考えます。このストックヤードが確保されることで、タイミングのずれによるリサイクルの影響が緩和されると考えています。

次のページでございます。最後になりますが、次に、リサイクル処理土の利用促進です。これは、土質条件のずれの解消を図る提案です。そのままでは受入地の土質条件に合わない、例えば第4種建設発生土や泥土などの要改良土の多くは、改良プラントが受入地となり、土質条件のミスマッチの解消の場となっています。一方で、プラントにおいて作られた改良土の利用が十分でないこともあるようでございます。このような改良プラントでは、受け入れるばかりで出ることが少ないと、結局、土が循環しなくなってしまうという課題を抱えているところがございます。

そこで、リサイクルを進める上で、公共事業での積極的な再生材の利用促進が必要ではないかと考えております。例えば、仕様書での改良土の利用を明記するとか、また、改良土の管理水準の向上を図り、品質確保に努めることも大事と考えています。さらに、第4種建設発生土をほかの土と混合、粒度調整等を行うことにより工事間での利用促進を図ることも、一つの方法ではないかと考えています。

以上、2つの視点から4つの方法を提案させていただきました。これらの提案が実現することで、さらなるマッチングが進み、建設発生土リサイクルの向上が進むと考えているところです。

以上で、UCRとしての発表を終わります。御清聴ありがとうございました。

【勝見委員長】 御説明いただきまして、どうもありがとうございました。大変大事な御提言も幾つかいただいているようでございますので、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問や御意見をお受けしたいと思います。委員の皆さん、会場の方は挙手、名札を立てていただいたらいいですか。それで、オンラインの方は挙手ボタンでお願いいたします。

それでは、会場、オンライン、両方手が挙がっていますので、山本委員、根村委員の順番で会場で御質問をいただいて、それから、浅利委員と江副委員の順番でオンラインでいただいて、UCRさんにお答えいただくということで、まとめているということになりますけど、よろしくお願いいたします。

【山本委員】 お話、どうもありがとうございました。神奈川大学、山本でございます。

私からお伺いしたいことの1つが、御社の概要のところ、東京、埼玉、神奈川ということで、政令市を含めてということで、途中で多分、相模原さんが追加されているという感じだと思うんですけども、その3都県ということで理解したんですが、スライド6を拝見しますと、ビジネス、受入地を調整されている絵だと思うんですが、バランスをとということもお話しされていたと思うんですが、千葉県って結構発生とかもあるんじゃないかなと思う中で、どうして首都圏といったときに、最初、千葉県というのは含まれなかったのかということと、よくよく拝見しますと、①とか②というのは茨城県に入っていて、必ずしも東京、神奈川、埼玉に受入地とかが限られていないところ、やっぱりこうやってみると、千葉県が空白地帯みたいな感じがするんですけども、長い距離を運ぶのも難しいと思いますし、この辺りについても何かお話しできることがあれば、お伺いしたいと思います。

以上です。

【勝見委員長】 ありがとうございます。

根村委員、お願いいたします。

【根村委員】 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会の根村と申しま

す。ご説明ありがとうございます。私からはすごく素朴な質問になってしまいますが、よろしくをお願いします。

御社のような会社というのは全国にたくさんあるのか、あるいはこれは先進的な取組であって、特別なものなのかということをもっとお聞きしたいというのが1点目。

2点目が、もし御社のような会社がない場合、あるいは、マッチングできず利用されない土というのは、結局どうなるのかという、これも素朴な質問になりますが、それが2点目。

もう一つ、改良プラントはストックヤードにはなり得ないものなんではないかという3点です。

以上、よろしくお願いいたします。

【勝見委員長】 ありがとうございます。

浅利委員、よろしくお願いいたします。

【浅利委員】 ありがとうございます。まず、説明ありがとうございました。

2点ありまして、聞き逃していたら申し訳ないんですけども、基本的に首都圏中心に扱われていますが、利用先は広域的なものもあるのか、どれぐらいあるのかというところの質問が1点と、あと、大体1,000件ぐらい扱われていると理解したんですけども、どれぐらいデジタル化されているのかとか、何人ぐらいで扱えるのかといったあたり、ほかのところにも参考になるかなと思いましたので、教えていただければと思います。

以上です。

【勝見委員長】 ありがとうございます。

江副委員、よろしくお願いいたします。

【江副委員】 御説明いただき、ありがとうございます。マッチングのためにはどういったところが必要かという着眼点も含めて、今後の取組の必要性に関して御意見をいただきまして、私もかなり共感できる場所が多かったんですけども、御質問として、スライドの中の9枚目ですかね、マッチングの基本条件の4つ目で、運搬距離と受入料金が合理的な一致、コストの話が出てきているんですけど、私の理解が及んでいなかったら申し訳ないんですけども、マッチングに関しては、基本的に現場間では料金が発生していない無償のやり取りなのかなと思っておったので、この点、こういった御趣旨でこのコストを条件として挙げられているのかというところ。もしかしたら、準有効利用というお話は先

ほど出てきていたんですけれども、つまり、一時的な仮置きでストックヤードを使うとかというところの意味でのコストなのかなとも思うので、その辺り、ちょっと御説明をいただけるとありがたいです。

あと、やっぱりこのマッチングに関して、多分、今後本格的に稼働していく中で、土質の確認、ここは非常に技術的な問題も出てくるかなとは思いますが。他方で、先ほど実績として搬出量が増えた場合の対応、受入地を幾つか追加されたというところ、このようなところがスムーズにできるとすごく有効利用が進むのかなとは思いますが、他方で、その対応って、かなり現場が動いている中で、マッチングする側も、コーディネート側も、日々労力をかけてやらないといけない。そうした場合の、まさにそういう意味での人的なコスト、費用面を含め、その辺りはちょっと今後の課題かなとは思っておりますので、その辺りの考えも、もしよろしければ伺いできればと思います。

以上です。

【勝見委員長】 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、よろしいでしょうか。

今の御質問に関連するんですけれども、土質条件に合わせてマッチングをしていると。現場が動いている中でもいろいろ条件が変わってくれば、その都度マッチング、チューニングをしているというようなことで、その辺りの、今、江副委員もおっしゃいましたけれども、面倒くささというんですかね、それをどう表現していただくのがいいのかよく分からないんですけれども、その辺り、もし何か御示唆いただくことがあれば、教えていただければと思いました。

あと、比較的大きな工事でまず大きな調整会議でマッチングをして、その後、民間工事さんとか自治体の比較的小さなものがそこに埋まってくるような理解をしたんですけれども、それで正しいかどうかということと、そうやってやっていくときに、小さいところであるがゆえの難しさが多分あって、それは双方にあると思うんですけれども、その辺りをもし改善するのであれば、インフラメンテナンスの話もございましたけれども、具体的にここに困っているんだというようなところ、もし御発言いただくようなことがあればと思いましたので、併せてお願いできればと思います。

【建設資源広域利用センター】 たくさん御質問いただきまして、順番に答えていきたいとは思っているんですが、よろしいでしょうか。

最初は山本先生から、UCRの概要で千葉県が入っていないのかという点からのスタートでよろしいでしょうか。発足の当時、千葉県ともいろんな相談はあったようだけれども、千葉県では千葉県の中で建設発生土の利用調整が可能ということで、埼玉とか神奈川とか東京は自分たちの中だけではちょっと難しいということで、今のよう形になったと聞いております。

受入地としては、実はここには書いていないですが、千葉県に土を持っていつているような場合もございます。例えば6ページの図の23番のところに港がありまして、その港に土を持っていつているんですが、その土は反対側の千葉県のところで最終的な受入れをいただいているような事例もあります。千葉県とも連携しながらやっているという実態でございます。

【山本委員】 ありがとうございます。今よく見たら、4番は市川ですね。すみません。

【建設資源広域利用センター】 この市川のところも千葉なんですけど、船でそこに持っていつて、やっぱり陸上のダンプトラックだと非常に渋滞とかを起こしちゃうので、市川港から、また近くの千葉県の受入地へ持っていつているケースもございます。

【山本委員】 ありがとうございました。

【建設資源広域利用センター】 次に、根村先生の全国にあるのかということでございますけれども、同じような組織は、私の知る限りでは、ほかのところではないと把握しています。ほかの地域で、やっぱり地域の実情みたいなものもあるようです。それぞれの県の中で調整をしているように聞いているところでございます。

あと、改良プラントがストックヤードにならないのかというところですが、この辺は私も把握しているところではないので、ちょっと分かりかねるんですが、改良プラントはプラントで改良して、あとはうまくリサイクルをするというようなところが、そもそもの施設なのかなと思っておりますので、ストックヤードとはちょっと違う部分ではないかなと、それは私が思う限りでございます。

次に、浅利先生です。利用先はどのくらいあるのかという点ですが、これは、利用先というのは受入地という理解でよろしいんでしょうかね。受入先はどのくらいあるのかというところですが、幾つかのパターンに我々としては分けていて、例えば河川の堤防の築堤に使うとか、そういう河川の利用だとか、あと公共の造成というんですかね、産業団地だとか、最近あったのは、道の駅を造るのでそこに造成するために土が欲しいというような

ケースだとか、いろんなケースがあるんです。準有効利用という意味では、碎石を取った跡のところにそれを復元するという利用の仕方で、利用するようないところもあります。そんなにぐらいでよろしいでしょうか。

【勝見委員長】 地域はどうなんですかね。

【建設資源広域利用センター】 受入地とすると、先ほどの資料の6ページで示したような、UCRの受入地の位置図にも書きましたが、こういうところでの受入れですね。例えば、これでいくと資料の6ページの10番ですが、これは吉見大和田地区の産業団地ということで埼玉なんです、その産業団地の造成で受け入れているというようないところなんです。上から言うと、例えば①、②、③、4番は飛ばして⑤、⑥、⑦、⑧、⑨くらいまでは河川の受入地で、堤防の築堤の土として欲しいというようないところでございます。

あと、場所によっては民間の受入地で秦野中井、30番、ここも、地域の農地の改良の土として使っているようなケースもございます。そういう意味では、埼玉、東京、神奈川あたりでいろんな使い方がされているというところがございます。よろしいでしょうか。

あと、どのくらいデジタル化しているのかというところがございますが、正直なところ、そんなにデジタル化されているわけではないですね。どちらかというと、人が一生懸命仲介をしているというような形で今やっております。180万立米を昨年やったんですが、実際担当している職員は、担当者だとすると9名。その上に、取りまとめ役がいますので、私も含めると、そういう事業をやっている部分は15名ほどになります。あと総務系がいたり会社の役員の方々がいるというような形で、進めさせていただいているところです。

次に、江副先生ですが、コストの関係なんです、これにつきましては、受入地は、場所によって料金を無料で受け入れているところと、有料で受け入れている場所がございます。先ほど話をした河川堤防などについては、基本的に公的機関なので、受入料金は取らずに、UCRは手数料を頂いていますので、手数料だけかかるというような形です。そのほかの公的機関ではないところについては、1立米当たり幾らという形で料金を徴収しています。関東近辺だとやっぱりお金を取らないと、逆に言うとかやっつけられないというようないところもありますので、料金を頂いております。そういう関係で、例えば運搬距離は遠いんだけど、無料だからそこへ持っていくというようなパターンと、運搬距離は近い、でも料金は少し取られると、どっちを選ぶかというようなことが、受入地を決めるに当たっては、出す側としても、お金はどっちが高いか安いかにということで検討するというこ

になるので、このマッチングをするための条件として、運搬距離と料金の合理的な一致が必要だということで書かせていただきました。

あと、2つ目に、受入量が増えたときの対応で難しいというか、これはそのとおりなんですけれども、あと、委員長からもありましたけど、変化した場合の対応ですが、これはやっぱり非常に苦労しています。事例で話をしました受入地の増加についても、そういう意味では、担当職員が現場のリクエストを踏まえて、どうしようかということで、先ほど言いました職員が9人ぐらいいますけど、みんなで相談をしながら、当初のところはもういっぱいだから、じゃあ、次、どこが空いているかというのを社内で共有しながら、じゃあ、ここなら受け入れができるね、ここもいけるねという中で、じゃあ、それでいきましょうみたいなことを実際にやっています。そういうことをして、受入れ可能としています。

それは、タイミングのずれについて「少しずれるけど大丈夫？」と言う場合があります。受入地側は土砂の受入を予定していますので、この時期にぴったり来てくれれば全然問題がないですけど、「3か月ずれます」というと、受入地側の工事がそれじゃ進まないということになる。そのような場合にUCRが仲介して、「遅れちゃうけど大丈夫？」みたいな調整をしながら、受入地側では「じゃあ、待ちます」とか、逆に言うと、「いや、そんなに待てないから、次のを受け入れちゃうから、あなたのところは今回の受入は駄目ね」みたいな、そういうことも中にはございます。そういう調整を職員がやっけて、やっぱりそこがUCRのある面、利用されるところかなとは感じています。UCRはそういう調整をやっているところでございます。

先生からの最後の質問への回答は、それでよかったでしょうか。

【勝見委員長】 はい、ありがとうございます。

【建設資源広域利用センター】 以上でよろしいでしょうか。

【勝見委員長】 6ページ目の①から⑩まで、受入地ということで地図上に落としていただいているんですけど、これは先ほど④番とか②③番は、ここに持ってきて船で運ぶんだみたいな御説明がございましたし、ある場所では、ここで河川の堤防なんかで材料を使っているというお話があって、この丸の場所、あるいは付近で使っている場合と、そこを中心にし、少し運んでいるという場合と、大きく2種類あるというようなことでいいんですかね。

【建設資源広域利用センター】 最終的な受入地になっているところと、ストックヤード登録をして、そこで一旦受け入れて、そこから最終的な受入地に持っていく中継基地的

な役割の場所と、両方が一緒に表現されているということでございます。

【勝見委員長】 UCRさんとしては、今、受入地としてはこの地図の中の範囲で受入れをいただいていると、そういう理解でよろしいですね。

【建設資源広域利用センター】 はい。

【勝見委員長】 ありがとうございます。

あと、質問の中で改良プラントとストックヤードの関係の話は、事務局か、あるいは協会様にお答えいただいたほうがいいかしら。

【全国建設発生土リサイクル協会】 建設発生土協会の赤坂でございます。ありがとうございます。

ストックヤードにつきましては、実際に公共工事からの土を使って、リサイクルして出すというようなプラントが、以前当協会が行ったアンケートによると全国で恐らく400社位あるのではないかと思います。その中で実際にプラントとして稼働できているのは200社近くと思われ、実態がつかめていないところです。今回、ストックヤード登録というシステムで、土を場内にストックするということから、これらのプラントが皆ストックヤード登録をしております。

現在の状態では、ストックヤード登録の中に、一時堆積の土のストックヤードとプラントのストックヤードの区別がつかなくなっているものですから、現状として、例えば行政側・発注者側で土のリサイクルプラントを選びたいといったときには、登録業者一覧の上から順に電話し、自社の置き場であるかプラントで受取可能であるかを一社ずつ確認しているのが現状で、区別がつかない状態になっているという段階でございます。

【勝見委員長】 スtockヤード登録の制度自体はちゃんと活用されているということですね。

【全国建設発生土リサイクル協会】 そうですね、土が少ないところ、もともと資源（新材）が少ない広島などでは、ストックヤード登録をされていると各プラントに連絡が入るようですが、私の地元、東北のように山砂等の新材が豊富にあるところは全く連絡いただかないので、やはり今までと変わらず同じように、残土（建設発生土）を捨て新材を使うというシステムが、残念ながら、改善されづらいところはあるようです。全国的に見ても、新材（天然資源）が多くあるかどうかというところは、ストックヤード登録の登録地の利用率が大分変わっているようです。

【勝見委員長】 ありがとうございます。

ほかにも御質問や御意見があるかもしれませんが、時間のこともございますので、UCRさんの御説明、それから、質疑応答はここまでとさせていただきたいと思います。長谷部さん、貴重な情報提供をいただきましてどうもありがとうございました。

【建設資源広域利用センター】 ありがとうございました。

【勝見委員長】 それでは、次の議事に進ませていただきたいと思います。資料4になります。提言中間取りまとめの素案についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

【祢津企画官】 そうしましたら、私から資料4、一連になっておりますけれども、こちらを御説明させていただきたいと思います。中間取りまとめ（素案）ということで、事務局のほうで現在提示しているものでございます。素案でございますので、本日、御意見をいただいて、アップデートさせていただいて、案といった形で整理してまいりたいと考えておりますので、ぜひ御指導いただければと考えております。

1枚紙の概要がございます。後ほどその後の本文についても御説明させていただきますけれども、概要でまず全体像を御紹介いたします。

左にございますが、青帯で建設リサイクル推進計画2020がございますということで、こちらからおおむね今4年半ほどたっているところでございます。そういった中で今、緑帯のところに、この間様々、建設リサイクルを取り巻く最近の社会情勢というのは変化してございますので、そちらについてまず第1章として取りまとめております。

それを踏まえて、第2章ということで、今後の施策の推進の方向性と取り組むべき施策ということで、方向性をまず整理させていただいて、そして、右側にございますけれども、個別品目ごとの現状と具体的な施策ということで、推進計画2020で記載させていただいているものも踏まえながら、アップデートさせていただいているところでございます。

それから、全体像として、それを踏まえて、特に早期に取り組むべき具体の施策ということで、3章ということで、政府のパッケージでも取り上げさせていただいています建設発生土の有効利用促進、それから、2番として建設廃棄物のリサイクル推進と、これは特出しで3章とさせていただいているという構成でございます。

ということを踏まえまして、本文の御説明を簡単にさせていただければと思います。

まず、タイトルについても、後ほど御意見があればいただければと思いますけれども、

全体像として、今、まさに環境行動計画の検討も並行して進んでいます。この建設リサイクル施策の大きな柱として、カーボンニュートラル、あるいはサーキュラーエコノミーと、こういったところがございますので、今、グリーン社会の実現というのを大きな柱として書かせていただいているところがございます。

そういったところを踏まえまして、次が、目次でございます。この目次を踏まえまして、はじめに、以降、御説明させていただきます。

2段落目に、7行目以降、建設リサイクル推進計画2020の経緯を書かせていただいております。15行目でございますけれども、それ以降、様々な社会情勢の変化が起きているということで、まず触れるべきは令和3年7月、静岡県熱海市で発生いたしました大規模土石流災害、これに起因いたします盛土規制法ですとか、昨年の6月からはストックヤード登録制度が本格運用されているといった経緯を、この段落で整理させていただいております。そちらを踏まえて、22行目でございますが、2050年のカーボンニュートラル。2020のときは、まだカーボンニュートラルが反映されていなかったというところがございます。ということも踏まえまして、カーボンニュートラルについて記載させていただいております。それから、29行目でございますが、サーキュラーエコノミーということで、こちらについても記載をさせていただいています。

こういったところを踏まえまして、次のページの上のほう、最後、能登の地震も踏まえながら、あるいはDXも踏まえながら、昨年から調査しています令和6年度の建設副産物実態調査の結果も踏まえながら、今後、施策を推進していくに当たっての方向性をこの中間とりまとめで取りまとめると、こうさせていただいております。

2ページ以降に、今申し上げました経緯について、詳細を整理してございます。

(1) といったしまして、盛土等に関する最近の動向ということで、令和3年7月の熱海の事案を踏まえた形で、下線部でございますけれども、資源有効利用促進法に基づく計画制度の強化、ストックヤード運営事業者登録制度の創設、こういったところがあります。昨年6月からこれが本格運用されているといったところがございます。

それから、2番といったしまして、グリーン社会実現に向けた動きということで、2050年のカーボンニュートラル、GXといった中で、建設発生土の有効利用、あるいは質を重視する建設リサイクルといったところが、2021年12月策定の、当時の環境行動計画に入っているところです。

参考資料につけさせていただいておりますが、現在、環境行動計画の改定といった動きもございます。参考資料2に、「国土交通省環境行動計画」骨子案についてということで、まさに金曜日にございましたけれども、骨子案が出ていますので、こちらが取りまとまるのと並行して、こちらの内容も、この中間とりまとめには反映してまいりたいと考えてございます。

それから、サーキュラーエコノミーですね。サーキュラーエコノミーについても、7月以降、取りまとまっているといったところを、29行目以降に書いてございます。

3ページでございます。インフラメンテにつきましては、まさに予防保全型のインフラメンテナンスに本格転換を図ると。これが、建設廃棄物の発生抑制にもつながりますので、そちらについて記載してございます。

それから、4番として、能登の地震も含めました災害廃棄物の対応ということで書いています。

5番として、インフラ分野におけるDXということで、昨年、i-Construct i o n 2.0を公表させていただいております。特に2040年までに建設現場を少なくとも3割の省人化、すなわち生産性を1.5倍向上すると、こういったところも宣言させていただいておりますので、それに対応するような形で、この建設リサイクルも推進していくといったところで書いてございます。

これが社会情勢の変化でございます。

3ページの後半以降に、その方向性と取り組むべき施策ということで整理してございます。

1番、目指す方向性ということで、まず最初にグリーン社会の実現を挙げてございます。ちょっと重複するところがございますが、質を重視する建設リサイクルというところでございます。それから、サーキュラーエコノミーの実現に向けた、建設リサイクルの高度化、それから、建設廃棄物の95%が再生資材となっている一方、質の向上において再生資材の利用状況は現時点で十分に把握できていないと書いてございますけれども、令和6年度の建設副産物実態調査が今回、入りと出を両方把握するようになってございますので、この結果を踏まえて指標・目標値を検討するといったところも書いてございます。それから、この委員会でも御指摘いただきましたグリーン調達、こちらについても触れさせていただいております。それから、CO₂の削減、水平リサイクルといったところを、全体の枠組み

として整理しております。

それから、メンテナンス、こちらについては、詳細は別の委員会でということになるかと思いますが、まさに今、予防保全型のメンテナンス、こちらのほうでは「複数・多分野のインフラを群として捉え」という、通常、群マネと申し上げておりますが、地域インフラ群再生戦略マネジメントといったものも検討しているところでございます。先ほどUCRさんからも御提案がありましたけれども、こういう広域連携とか、そういったものでございます。

それから、3番の自然災害。これは熊本地震のときに発生した廃棄物のうち、約半分はコンクリート塊であったという報告がございます。能登の地震も、その実績を踏まえると、石川県さんの実行計画では、おおむね半分ぐらいはコンクリートがらが出るのではないかとといった計画が出てございます。こちらについては、建設用資材として使っていくといったことが盛り込まれていますので、こちらについても積極的に御協力していきたい。また、相当数瓦も出ているという報告をいただいておりますので、こちらについても活用促進について記載させていただいております。

最後、4番のインフラDXでございます。こちらについては、i-Construct i o n 2.0 を中核とした形での建設リサイクルのDXを検討していくとともに、まさに来月、コブリス・プラスが運用開始されますので、これを踏まえた形でのマッチング強化を進めてまいりたいというところでございます。

これが全体の方向性です。

5ページ以降、個別の具体策としてまとめてございます。

まず、建設発生土でございます。現状と、それから具体的な施策という、この2つの構成で整理をしております。

具体的な施策というところを御紹介させていただきます。これまでも御説明させていただいているところがございますけれども、現場内・工事間利用のマッチング、まさに今日御紹介いただきました内容も含めて、検討してまいりたいと思います。それから、来月のコブリス・プラスによる利用者の増加を図ってまいりたいと。3番目、特に専属の担当者による現場レベルで土質、土工期等の確認・調整を行う制度構築、これがまさに今日、大きなテーマとして御議論させていただきましたけれども、こちらについても書いてございます。それから、その後ろもそうですね。ストックヤードの活用によるマッチングの強化、

あるいは、5点目として土質改良プラントの活用、こういったところも今後の具体的な検討施策として書いてございます。

それから、アスファルトでございます。アスファルトについては、比較的水平リサイクルが進んでいると言われてございますけれども、今後、より付加価値の高い再生アスファルト合材への水平リサイクルを推進していくということで、技術的検証を進めていくということで、こちら、後ろに中間とりまとめ参考資料とつけていますけれども、これの8ページに、アスファルト・コンクリート塊というところにつけてございますが、こちらは道路局の有識者委員会で公表された資料でございますけれども、アスファルトについても再生材の利用用途拡大ということで技術的検証をしていくと、こうなっているところでございます。

3番でございます。コンクリート塊については、早期に検討を進めていくべき事項のもう一つの柱というところになります、6ページ目の真ん中ら辺に具体的な施策と書いてございますけれども、もう皆さん御承知のとおり、上のほうに下線を引いていますが、特に首都圏で再生碎石が余っているというところで、そのコンクリート塊への対応といったところがあるかと考えております。それを踏まえた形で、地域の需給等を踏まえて再生クラッシュランの利用拡大の検討を進めるとともに、技術的検証等を行った上で、再生骨材の利用拡大の検討を実施してまいりたいとさせていただいております。

4番、5番以降も御紹介させていただきます。木材については、現在、カスケード利用といった形で利用がされているかと思えます。これは推進計画のときから申し上げているところではございますが、このカスケード利用を中心に、引き続き促進してまいりたいということで記載してございます。

それから、建設汚泥でございます。建設汚泥については、場内で使われているものと場外で使われているものがあるかと思えます。場内につきましては引き続き連携して、いわゆる自ら利用ということで、建設汚泥の自ら利用の推進を図ってまいりたいと考えてございます。一方、場外搬出が7割、8割を占めるというところでございますので、再資源化された建設汚泥処理土などの利用拡大策ということで、前回、委員の方からハイブリッドソイルなんていうものも御紹介いただきましたけれども、こういったものについての検討もすべきであると書かせていただいております。

それから、廃プラスチック、こちらについては令和4年に法体系ができてございますの

で、それに対しての対応を進めてまいりたいと考えております。

それから、建設混合廃棄物、こちらも、民間企業さんも含めまして、受発注者に対する分別についての徹底を促進。

それから、石膏ボードでございます。こちらについては、建設リサイクル法の特定建設資材の指定に向けて、引き続き検討を行ってまいるということで記載をしてございます。

以上が基本的な骨組みです。

3番、早期に取り組むべき具体の施策ということで、今申し上げました土、それからコンクリート塊、これが（１）、（２）で特出しされているといった形になりますけれども、1番として、建設発生土の有効利用、特に専属の担当者による現場レベルでのマッチングといったところが非常に重要かと考えてございます。

それから、コンクリート塊につきましては、水平リサイクルの推進、それからCO₂排出抑制等のリサイクルの質の向上を図ってまいるということで、この4点について、特に技術的な検証を行ってまいりたいと考えております。特に3ポツ目でございますが、公共工事で技術的な検証等を行った上での再生骨材の利用拡大を検討してまいりたいと考えてございます。そちらも踏まえて、将来の技術の進展等、建設リサイクルを取り巻く環境変化、基準等の見直しも含めて、整理してまいりたいと考えてございます。

以下、それ以降に、今申し上げました資料の参考となる資料を、提言中間とりまとめ（素案）参考資料ということで取りまとめさせていただいておりまして、こちらにつきまして御指導いただきまして、さらにアップデートできればと考えてございます。

以上でございます。

【勝見委員長】 ありがとうございます。それでは、委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思っておりますけれども、こちらの位置づけなんですけれども、もちろんここは国土交通省の委員会ということなんですけれども、これについては国土交通省が発出されるという形になるのか、それとも、小委員会で議論して、小委員会が出すということになるのか。

【祢津企画官】 建設リサイクル推進計画2020につきましては事務次官通知でした。ですので、国土交通省として整理をしたものでございます。今回、この中間とりまとめとして提言をいただくのは、この小委員会としていただきますので、まさに有識者からの提言といった形でいただくことを考えてございますので、そういった意味では、有識者の方

からのこの小委員会としての取りまとめとさせていただきと考えてございます。

【勝見委員長】 　少し高いボールを投げてみてもいいと、事務局でどう扱われるかにもよりますけれども、ということで、比較的自由に御意見をいただければということで、お願いできればと思います。

それでは、オンラインのほうが4人、手が挙がっていますから、その順番に聞かせていただいて、それから対面のほうということでお願いしましょうか。

浅利委員、それから谷川委員、栗生木委員、江副委員の順番ですね。

浅利委員、お願いいたします。

【浅利委員】 　ありがとうございます。まずは、うまくまとめていただいてありがとうございます。

可能な範囲でということで、一旦意見はさせていただきたいと思うんですけれども、まず、最初の建設リサイクルを取り巻く最近の社会情勢で、一番最初に（1）で、盛土等に関する最近の動向というのを記載いただいているんですけれども、もちろんこれも一つの大きな社会的なインパクトがある出来事で、こういったことが着火点になっているということは重要なものの、ほかとの並びで考えると、少し一番最初に持っていくのはどうなのかなという印象を持ったので、もしかすると、はじめにに入れるとかもありではないかなというふうには感じました。結局、最後の目指す方向性のところにも、ここは入ってこないということも含めて考えたときに、ちょっと構成として検討してもいいのかなと思ったので、発言したいと思います。

あと2点です。グリーンということを打ち出されていていまして、主にカーボンニュートラルを想定しているんだと思うんですけれども、最近結構、持続可能性という意味でグリーンって使うこともあるのかなと考えますと、カーボンニュートラルのほか、サーキュラーエコノミーは触れていただいているかと思うんですが、生物多様性、ネイチャーポジティブも少し頭出ししてもいいんじゃないかなというふうには感じました。実際に再生利用することによって、新しい環境破壊を抑制して、生物多様性に資するような可能性等もあるのかなとも思いますので、そこも考えてもいいのかなというところと、あともう一つ、これも大きな視点にはなるんですけれども、こうやって提言とかの機会も度々あるわけじゃないので、もし検討いただけるのであれば、今、B e y o n d 　S D G s とかでもウェルビーイング、これはいろんな方が関わりますし、もちろん建設現場の働く人の

環境みたいなことも含めて、ちょっと念頭に置いてもいいのかなと、働き方とかを含めたウェルビーイングみたいなものも触れ得る可能性があるのかなと思いましたので、一応発言させていただきます。

以上です。

【勝見委員長】 ありがとうございました。

それでは、谷川委員お願いいたします。

【谷川委員】 谷川です。非常に細かく、これまでの議論も含めてまとめていただきまして、まずは感謝申し上げたいと思います。

その上で、4点ほど簡単に申し上げますが、1つは、今、浅利先生がおっしゃったのと大分近いんですが、最初のそもそものところで、何のためにこれをやるかということをしっかり書いておいたほうがいいかなというので、持続可能性ですとか、今、浅利先生からも出ましたウェルビーイングですよね、この中には安全とか安心とか、そこで幸せみたいなものが入ってくると思うんですが、これがまず一つ、一番トップに来るべきかなと思いました。

あと、2点目としては、長寿命化による発生抑制ということを特出ししていただきまして、これは非常に重要なポイントかと思いますので、これは、この後、私がお話しする指標も含めて、入れていただくといいかなと思います。

3点目は、前回のリサイクル推進計画のサブタイトルでもありました質を重視するということ、これが、細かく読むと、それぞれ（2）の1）、2）、3）、4）とか、それぞれに散らばっているというか、非常に御考慮いただいているポイントかと思いますが、これ、しっかり考えていますよということは、最初のところでも言っておいたほうがいいかなと思いました。これはとても大事なところですので、とにかく社会の上流側のほうに再生材を流して、そこで自然資源の利用を低減するんだということをしっかりと述べていて、しかも、高度なリサイクルができるということが図られていけばいいかなと考えております。

最後ですが、あと、これはそれぞれいろんな取組があるので、これをどうやって質の高いことですか、ここでの先ほどの持続可能性を高めるようなことにつながるような政策指標というのがあってもいいかなと思いましたので、これはこの後の議論に出てくるかもしれませんが、今後の政策目標になるような指標体系というのをつくっていただけるとい

いかなと思いました。

以上です。

【勝見委員長】 ありがとうございました。

それでは、栗生木委員、お願いいたします。

【栗生木委員】 栗生木でございます。御説明ありがとうございました。これまでの議論がいろんなところに網羅されていて、感謝申し上げます。

私からは2点ほどかなと思うんですけども、目指す方向性であるとか個別の品目の具体策のところにも、谷川先生がおっしゃったように大事な点をいろいろちりばめていらっしゃるかなと思うんですけども、特に発生抑制のほうが優先度が高いというのは当たり前なんですけれども、再生クラッシュランの利用についてもいろんなところでちりばめていただいているとともに、もう少し強調いただいてもいいのかなと思っています。

ただの再生材の利用というよりは、建設工事での再生材の利用というところが需要にも効いてくるかなと思いますので、その点、もう少し強調いただいてもいいかと思ひますし、サーキュラーエコノミーというのであれば、建設という分野での全ライフサイクルの中で、いかにそういった循環というのが促進されているかということは強調されることが重要かなと思います。

加えて、リサイクルということなので、リサイクルして利用するということが結果として重要なのは明らかなんですけども、どうやってそのリサイクル、再生資材を動かすかという点が非常に重要かなと思います。その点、参考資料で頂いていた環境行動計画のところに、サーキュラーエコノミーポートの議論であるとか、建設と物流という点でも議論いただいていたと思いますので、そことの、何というんですか、整合性がきちっと図られるような書きぶりにしていただくというのが重要かなと感じました。

私からは以上です。

【勝見委員長】 ありがとうございます。

江副委員、お願いできますでしょうか。

【江副委員】 江副から意見を述べさせていただきます。今までの議論、かなり整理していただいて、集約いただいたかなと思います。ありがとうございます。

私から1点、この委員会でも何度か意見させていただいた建設汚泥に関してなんですけれども、具体的な施策として、こういう提言のレベルでは、利用拡大策について検討すべ

きだという抽象的な言い方にならざるを得ないかなと思うんですけども、やっぱり建設汚泥の有効利用を広げていくためには、処理土にする技術的な革新と、あと、それに対してどうしてもコストがかかるので、一番現場としては、コストをどう発注者が負担してくれるのかといった発想が出てくると思いますので、その辺りのケアも必要だということところは念頭に置いて、この施策、取組を進めていっていただきたいなと思います。

以上です。

【勝見委員長】 ありがとうございます。

それでは、対面、小山委員、それから、根村委員の順でお願いいたしますか。

【小山委員】 小山です。私からは、まず、そもそもなんですけれども、勝見委員長からどの立場でのこれは提言なのかという話があったんですけど、この中間とりまとめの中間という意味合いを確認したいというのが1点です。

リサイクル推進計画2020から来ていて、次に例えば2030というものがあるとして、その中間で、ここでやると次までもうほぼ何もないのかというようなところの位置づけが知りたい。もしこの先に何もないということだとすると、実は今回、発生土とコンガラを特出ししていただいて、注力すべきというところを出していただいたことに、非常に意味があると私は思っているんですけど、それ以外のものが、何ですかね、置き去りになることを懸念しています。例えば、廃プラだとか石膏ボードだとか、こちらのリサイクルというのも何だかんだ気になるところがあるんですね。

そういうようなところが、例えば石膏ボードで言うと、この間、吉野石膏さんがR100という製品を出して、もうリサイクル材100%で石膏ボードを製品化しました。それを1月から受注しています。この間ニュースになったのは、大成建設さんの研究所でそれを使うことになりましたみたいな、結構最新のアップデートされたリサイクルに関する情報って、発生土とコンクリート以外の部分でもあるんじゃないかなと。そういったようなところを、もしここから先、結構長い年月があるんだとすると、できるだけ最新のものはこの中に盛り込めるようにしていただいたほうがいいんじゃないかなというのが1点です。

それから、もう1点は、私のコンクリートのほうの分野で言うと、やっぱり都市部の滞留問題に派生して、できるだけ路盤材というよりも水平リサイクルということで、コンクリートは再生骨材コンクリートMみたいに戻したいというか、戻すべきだというふうなと

ころがあるわけですが、どうしても書き方として、提言なので抽象的にならざるを得ない部分はあるんですけれども、委員長は高めのボールを投げてもいいのかみたいな話をおっしゃっていたので、できれば目標値みたいなのをどこかで、その目標値に向かって国交省として、例えば公共工事の中の最初、それは今すぐじゃなくてもいいと思うんですけど、10年後にここぐらいまでの目標値を達成するために、まずはこういうプロジェクトを始めてみますだとか、そんなようなものの具体的なものが少しでもあると、非常にいい提言になるのではないかなと思いましたというのが2点目です。

それから、3点目は相当細かい話になってしまって恐縮なんですけれども、一番最初の1枚で出てくる特出しのものの中に、コンクリートの部分で乾燥収縮の抑制対策という言葉が出てくるんですけど、確かに技術的に見るとそれは間違いではないんですけれども、抑制対策が全くないわけではないです。その辺のところの書きぶりがちょっとここは細か過ぎるというか、もう少しいい書きぶりがないかなというので、私もちょっと考えてみたいので、そういったところもちょっと、細かい部分で精査したいところもあるかなと思いましたというところです。

以上です。

【勝見委員長】 ありがとうございます。

根村委員、お願いいたします。

【根村委員】 根村でございます。お話しいただき、どうもありがとうございました。質問を加えまして、幾つか申し上げたいと思います。

まず、消費者としては、安心安全であったり、施策に対する信頼感というものが欲しいと思っていたところです。ウェルビーイングという言葉を使えばいいんじゃないかというような御提案が委員の方から出されたので、そういった言葉にも触れていただいて、この建設リサイクルが信頼できるものであるということを訴えていただけるといいかなというのが1点、意見として申し上げます。

次に、目指すべき方向性のところで、サーキュラーエコノミーの実現に向けてというところが書かれているかと思います。これもほかの委員の先生から出されたと思うんですけど、施策も建築のライフサイクル全体を踏まえたものであってほしいと思っております。

もう1点、質問になりますが、インフラの長寿命化による廃棄物の発生抑制ということを書かれておりますが、今、多くの消費者というか国民にとって不安は、道路や水道とい

ったインフラが寿命を迎えるなどで壊れてきてしまっているということかと思います。それをどうするかというところで何か記していただきたいと思うんですけど、それはやはり難しいことなんでしょうか。

以上となります。

【勝見委員長】 ありがとうございます。

山本委員、お願いします。

【山本委員】 どうもありがとうございました。私も皆さんと一緒に、基本的な方向に非常に賛同しているところではあるんですけども、すごく小さい話とすごく大きな話を1個ずつ、お話しさせてください。

1つ目が、2ページ目の、小さいほうで、15ぐらいに「資源有効利用促進法」等に基づく計画制度の強化や、と書いてあるのは、これは、上の流れで言うと盛土みたいな話で、何か計画強化があったのか、それとも、本国会でこれからやる資源有効利用促進法の改正の話をしているのかというのはどちら、どうなのかなというのは確認したいなと思いました。これはすごく小さな話です。

あとは、全体の話として異論はないんですけども、例えば概要の最初の横置きの紙に戻っていただきますと、グリーン社会の実現というお話があったと思うんですね。あと、先ほど皆さんのいろんなお話も聞いていて、ほかのサーキュラーエコノミーの関連で言うと、例えば自動車なんかは、E L V規則で再生材を自動車の新品を作るときに使いなさいみたいな規制が今出てきているわけなんですけれども、つまり、動脈側といいますか、そもそも物を作るときにつながってきているという部分があるかと思うんですけども、そういう流れというものを考えますと、例えばこの建設という分野で言うと、グリーンインフラみたいなものというのは国交省さんでもやられているのかと思うんですが、今後、何かさらにちょっと高めのボールという話になっちゃいますけどー、この議論がサーキュラーエコノミー的な議論が進んでいったときに、今あまりクリアに分からないんですけど、どこかにその2つの接点というはあるんじゃないかなと思っていて、それがぜひスムーズにお互いが議論できるような、グリーンインフラはグリーンインフラ、建設リサイクルはリサイクルみたいに分かれなような、そういう何か地ならしというか、そういうのがあると、私は何かすごい世界に誇れるものになれるんじゃないかなと思ったので、その点をちょっと意見させていただきます。

以上です。

【勝見委員長】 ありがとうございます。

肴倉委員、お願いいたします。

【肴倉委員】 ありがとうございます。私からは、先ほど小山委員からお話いただいた、今回、強弱として建設発生土とコンクリート再生骨材の話がまずあるというのは大賛成なんですけれども、やはり廃プラとか建廃ですね、混合廃棄物とか石膏ボードについても、これからどうやっていくのかというのがもう少し見えたらいいなということは、ちょっと感じております。

それは私の個人的な感想でありますけれども、それを具体的にじゃあどうするかという意味でも、3ページ目で2として建設リサイクル推進の方向性と取り組むべき施策があって、3として個別のものが示されていると思うんですが、それが、何でしょう、縦軸、横軸じゃないですけれども、施策として大きい方向性が出されたものに対してどの品目がより具体的に該当するかみたいなことを少しでも示していただけたら、もっと立体的な提言にもなるかなと拝見しておりました。

以上です。

【勝見委員長】 ありがとうございます。

オンライン、北垣委員、手を挙げていただいていますかね。お願いいたします。

【北垣委員】 ありがとうございます。私から1点、もし可能ならばというところだったんですけど、提言の中で、質という言葉がいろんなところに使われているんじゃないかなと。これはもうずっと建設リサイクル推進計画の中で、重視するというところで来ているんだと思っているんですけれども、質というと、やっぱり建設系だと力学性能だったり安全性とか、こういうところを想像するというふうに読めるんじゃないかなという気がしています。

一方で、ここまでのいろんな先生方の御意見をお伺いしていたり、私もそう思っているんですけれども、質というものの自体が非常に多様な価値観の中で定まっているものなので、今後の未来を見据えた上で、質そのものにも多様な価値があって、そこはやっぱり発注者、受注者の関係性で決まるというところが、もう少し書かれていてもいいんじゃないかなと。といいますのも、やはりリサイクルするときに、力学性能とか安全性というところで過剰に上振れするというふうなことになるって、リサイクルできないということも、実際、現実

問題で発生することを考えると、質そのものを重視するんだけど、質の価値観には柔軟性があるというところは、ある程度何か書いてもいいのかなという気がいたしました。

すみません、コメントは以上です。よろしくお願いします。

【勝見委員長】 ありがとうございます。

委員の先生方、一通り御意見いただけたかなと思いますので、いろいろ御意見をいただきましたけれども、事務局から御回答等、お願いをしたいと思います。

【祢津企画官】 御意見いただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、小山先生にいただきました位置づけを、先に申し上げさせていただければと思います。今回、中間とりまとめとして委員会としてまず提言をいただきまして、スケジュール的にはこの後、令和6年度実態調査が出てくることになるかと思いますので、今、そういう意味では、定量的な数字がない状態で議論をさせていただいているという状態です。ですので、今回、これを中間とりまとめとさせていただいて、この後、令和6年度の実態調査が出てきたことを踏まえて、この建設リサイクル推進計画2020も10年と言っていますが、必要に応じて見直しをすると申し上げておりますので、この両方のデータとこの提言を踏まえて、その後具体的に、必要に応じて見直しも含めて検討していくと、こんなイメージであります。

それを踏まえて、いただきました御意見、まず全体の柱について非常にありがたい御意見をいただきました。我々、グリーン社会と申し上げると、カーボンニュートラルとサーキュラーエコノミーと、ネイチャーポジティブがちょっと今不足しているところは、確かにおっしゃるとおりでございますので、全体像としてそういった形で、あとウェルビーイング、こういった形で仕上げると、全体を見て、建設リサイクルが社会全体に向かっていくといった仕上がりになるかと思いますので、ありがとうございます。ネイチャーポジティブについて触れるのをどうすればいいかなと若干悩んでいるところもあったので、そういった全体で仕上げてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

それから、先に長寿命化についても、谷川先生ですとか、根村先生からもいただいたかと思えます。長寿命化につきましては、ちょっとここを触れさせていただいていますけれども、老朽化、そもそもの事態として道路で申し上げますと、建設後50年経過した橋が現時点で30数%、39%ぐらいでございます。これが2040年になりますと、おのずと75%になるといったデータがございますので、全国橋梁は73万橋あるといったとこ

ろの事実関係がございますので、そういった事実関係も追記させていただきながら、その中で廃棄物の抑制と、こういった立てつけの書きぶりをちょっと考えたいなと考えております。ありがとうございます。

それから、また複数いただいた意見ですが、質を重視するといった御意見をいただきました。たしか質を重視するという表現が散らばってはいるんですが、全体で今あまり触れていないといったところがございますので、2020の幹でございますので、この質を重視するといったところをしっかりと追記させていただきたいなと考えております。

それから、あと、持続可能といったことも含めてやっていこうと思います。

それから、指標については、そういったことも含めまして、建設副産物実態調査を踏まえて、こういった形で指標を設定すればいいのかといった議論になるかなと思いますので、建設副産物実態調査を踏まえて、目標といったものを、それ以降検討していきたいなと考えてございます。

それから、再生資材をどう動かすかという視点で、環境行動計画の議論の中で、サーキュラーエコノミーポートですとか物流、こういったところの資料がございます。先ほど栗生木先生から御指摘をいただきました。

ちなみにちょっと御紹介いたしますと、この後ろに、参考資料2の6ページ、こちら、重点3となっているところでございますが、一番右のところに、動静脈連携を支えるインフラ・基盤整備といったものがございます。今、これも左と真ん中は触れているんですが、一番右は触れていないという状態なんですが、サーキュラーエコノミーポート、これは循環経済拠点港湾として打ち出しているものと、それから、この下の建設業と物流業の相互連携といったものでございます。大成建設さんと日本通運さんの連携したものでございますけれども、建設現場を日本通運さんが回って効率化させるというものですが、これは去年の3R表彰の内閣総理大臣賞を受賞されているものでございます。こちらについて今、御指摘をいただいて、おっしゃるとおり、こちらがちょっと欠けていますので、こちらについても踏まえたいと考えています。

それから、建設汚泥について、コストといったところについてもケアが必要ではないかと、江副委員からいただきました。こちらについても書きぶりをちょっと精査させていただければと考えてございます。

それから、乾燥収縮について小山先生からいただいたかと思います。こちらは今、平成27年度に出している通知文そのものを表現させていただいております。今後、技術的検証をしていく中で、この辺も、乾燥収縮というのはどの程度なのかといったところもございます。書きぶりをちょっと御相談させていただいて、今後、技術的検証をしていく中で、数値も必要に応じて検討することも必要かなと考えていますので、書きぶりをまた御相談させていただければと考えております。

それから、山本先生からいただきました1つ目は、今のというよりは前のやつですね。ちょっとその辺が分かるようにしたほうがいいかもしれないですね。

【山本委員】 何か盛土に関連してあったんですね。

【祢津企画官】 そうですね、ちょっとそう見えちゃうので、要らないかもしれないですね。

大きいところということで、そうですね、これは今後の検討課題という全体像のことをあまり書いていないので、後ろのほうで、そういった中長期的な視野で書くべきものは、ちょっと整理したほうがいいかなと思います。

【山本委員】 ここに入れるということじゃないかもしれないんですけど、そこら辺は気にしたほうがいいかなということで。ありがとうございます。

【祢津企画官】 ありがとうございます。

あと、すみません、そういうことで、廃プラですとか建設混合廃棄物、石膏ボードについても、今、2つ特出しして建設発生土とコンクリート塊を出させていただいていますが、建設副産物実態調査を踏まえて、こちらについてももちろん検討した上で、この先の見直し等々に反映していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

最後、北垣先生から、発注者、受注者の関係で決まるといったこともあるというところでございます。この辺の質の関連性については柔軟性が必要であるということでございます。例えば新材と再生材といったところの関係についても、バランスといった意味でも必要かなと考えてございますので、その点についてもちょっと踏まえられればと考えてございます。

簡単でございますが、まず以上でございます。

【勝見委員長】 ありがとうございます。

委員の皆さん、全てについて1対1でお答えいただいたわけではないですけども、大

体網羅いただけたかなと思いますが、もし追加でといいますか、確認事項等ありましたら、御発言いただければと思います。

質の話は、どうしても我々、材料の質という観点で見がちなんですけれども、やはりプロセスといいますか、それをやることによってどういうものができるのかとか、あるいは、それをやっている過程が果たしていいのかどうか。簡単な例だと、温室効果ガスの排出量が、実は材料の質を上げるために上がってしまうといったことがあると、それって本当に質を上げたことになるのかということにもなると思いますので、そういう点では、北垣先生がおっしゃるように、非常に多様な価値観で、場合によってはトレードオフみたいなものも出てくるということで、それを数か月で指標をお示ししていただくというのはなかなか大変だと思うんですけど、少なくとも問題喚起ぐらいはしていただいてもいいんじゃないかなというのは、私も感じているところであります。

今回の中間とりまとめの案ということで、いろいろたくさん御意見をいただきましたけれども、もちろん大きなところ、それから、細かいところも見ていただいたということではありますが、大きくは見せ方といいますか、強調すべきものをきちんと強調してとか、あるいは、少し舌足らずといいますか、情報が足りていないところを補足いただくというようなところを御配慮いただければということで、大きく変えないといけないということではないかなという認識でございます。委員の皆様にはいろいろ御意見をいただきましてありがとうございました。

浅利委員の最初の意見、1 ページ目の一番最初に盛土が来るのはどうなんだというのは、これは、公共事業企画調整課さんのお気持ちですよ。当時は大変だと、土の問題が社会の中でどう扱われるかということもあって、いろいろ関係部署・省庁とも連携をされて、一方では盛土規制法、それから、他方では発生土の利用に関する様々な制度整備を推し進めていただいたということで、どうしてもこれが最初に来るというのは、私はよくお気持ちは分かりますので、そこは全体とのバランスでどのようにまとめていただくかというのは、また事務局のほうで御検討いただけるといいかなと思います。よろしく願いいたします。

【勝見委員長】 それでは、資料5です。今後の検討スケジュール、事務局より御説明をお願いいたします。

【柰津企画官】 資料5を御覧ください。今後のスケジュールでございます。本日4月

21日ということで、素案について御議論いただきました。今日いただいた御意見を踏まえて、中間とりまとめ案としてアップデートしたいと考えてございます。まだ日程は決まっていますが、上半期を想定させていただいて、次回を開催させていただきたいと思っておりますので、また御議論いただけますと幸いです。

以上でございます。

【勝見委員長】 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、このようなスケジュールということで御確認をいただきたいと思います。

本日いただいた御意見を踏まえて、事務局で提言の中間とりまとめ案を整理いただくということで、次回、御議論いただくということでございます。皆さん、よろしく願いをいたします。

以上で本日の議事は全て終了ということで、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございます。

【池口公共事業企画調整課長】 勝見委員長、どうもありがとうございました。

本日の議事録につきましては、後日、委員及び関係団体の皆様に御確認させていただきたいと思います。

閉会に当たりまして、大臣官房審議官の橋本より御挨拶を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

【橋本大臣官房審議官】 本日はどうもありがとうございました。勝見委員長をはじめ、ウェブの皆さんをはじめ、皆様方から貴重な御意見をたくさん頂戴しました。誠にありがとうございました。

建設資源広域利用センターからも、今日はありがとうございました。

我々いろいろと、先ほどから土のまつわる、盛土もそうですし、それ以外の自然土も含めて、いろいろと災害があるたびに、やっぱりいろいろと政策をまとめて、しっかりとその思いを、こういう取りまとめであったり、法律とか、いろんなものにまとめて一生懸命出させていただきたいと思っています。

そういうのをやるためにも、多くの方々から幅広い御意見を頂戴して、それを形にして、それを次のステップにつなげていくというプロセスをしっかりと踏んでいきたいと思ってお

りますので、本日いただいた意見を事務局のほうでしっかりまとめさせていただいて、次回、皆様にまた御提示させていただいて、さらにもんでいただければと思っております。

委員の皆様方、オブザーバーの皆様方におかれましては、引き続き御意見をいただきますようお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【池口公共事業企画調整課長】 以上をもちまして、第19回建設リサイクル推進施策検討小委員会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —